

# ○国立大学法人埼玉大学における文書開示方法 及び開示手数料に関する申合せ

改正 

平成16年4月1日
制 定
平成18.4.1 令和元.11.18

(趣旨)

**第1** 国立大学法人埼玉大学情報公開取扱要項(以下「情報公開取扱要項」という。)第3第2号並びに第6第1項及び第3項の規定に基づき、法人文書(以下「文書」という。)の開示の方法並びに徴収する開示請求に関する手数料(以下「開示請求手数料」という。)及び開示実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)について定めるものとする。

(文書の開示の方法)

**第2** 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画(第2号に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(情報公開取扱要項第6第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号イに定めるもの)

(2) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画(第2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(ロ及びハに掲げる方法にあつては当該文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図面の開示を実施することができる場合に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当する場合を除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列1番若しくは日本産業規格A列2番の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当する場合を除く。)

又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図面を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図面をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格 X 6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本産業規格 X 0606及び X 6281又は X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第 3 号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての情報公開取扱要項第 6 第 1 項の別に定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C5 568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の 3 の項のロにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C5581に適合する記録時間120分のものに限る。別表の 4 の項のロにおいて同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前 2 号、次号に該当するものを除く） 次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の 5 の項のロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く）

ニ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る） 次に掲げる方法であって、本学がその保有する処

理装置及びプログラムにより行うことができるもの 前号イからハまでに掲げる方法

(手数料の額)

**第3** 情報公開取扱要項第3第2号及び第6第3項の別に定める開示請求手数料及び開示実施手数料の額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

(1) 開示請求手数料 開示請求に係る文書1件につき300円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける文書1件につき、別表の左欄に掲げる文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第12条の2第1項の規定により行政機関の長から事案が移送された場合（次のハに掲げる場合を除く。）を含み、次のイからハのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからハに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）

ロ 法第12条第1項の規定に基づき他の独立行政法人等から文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち本学が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ハ 行政機関情報公開法第12条の2の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送を受けた場合 300円のうち行政機関情報公開法第14条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の文書を一件の文書とみなし、かつ、当該複数の文書である文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の文書である文

書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の文書である他の文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- (1) 一の文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の文書

**附 則**

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

**附 則（平成18. 4. 1）**

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

**附 則（令和元.11.18）**

この申合せは、令和元年11月18日から施行する。

別表（第3第1項第2号関係）

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとにつき760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203mm、横254mmのものについては、520円）に12枚までごとにつき760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
2 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203mm、横254mmのものについては、430円）
3 録音テープ	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープ複に写し	1巻につき580円

	たものの交付	
5 電磁的記録 (3の項又は4の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考 1の項ハ若しくはニ又は5の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		